

共立女子短期大学学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び共立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第51条の3の規定に基づき、共立女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活科学

文科

（学位授与の要件）

第3条 短期大学士の学位は、学則第51条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記（別紙様式Ⅰ）を交付するものとする。

（学位の名称）

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

2. 平成18年以前に入学した者については、第2条の規程にかかわらず、従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項に定める別紙様式Ⅰに関する改正規程は、平成28年3月15日から施行する。

別紙様式 I

学位記

印

氏名

年 月 日生

本学〇〇科所定の課程を修め本学を卒業したので
短期大学士（〇〇〇）の学位を授与する

平成 年 月 日

〇〇科長

〇〇

〇〇

印

共立女子短期大学長

〇〇

〇〇

印

第〇〇〇〇〇〇号